

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年3月1日
【発行者名】	日本リテールファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 近藤 順茂
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 リテール本部長 今西 文則
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング
【電話番号】	03(5293)7081
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

本投資法人の運用に関する基本方針が以下の通り変更され、かつ、本投資法人の主要な関係法人に以下の通り異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号、第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本投資法人の主要な関係法人の異動

変更の理由

本投資法人は、本投資法人とラサール ジャパン投資法人との合併（以下「本合併」といいます。）に伴い、ラサール ジャパン投資法人と同投資法人の特別口座管理人である中央三井信託銀行株式会社との間の平成21年1月5日付特別口座の管理に関する契約上の同投資法人の地位を、本合併の効力発生日付をもって承継し、中央三井信託銀行株式会社は本投資法人の一般事務受託者となりました。

これに伴い、本投資法人の主要な関係法人に異動が生ずることとなったものです。

主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

(イ) 主要な関係法人の名称

中央三井信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額

平成21年9月30日現在 399,697百万円

(ハ) 関係業務の概要

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号、ただし、投資法人債にかかるものを除きます。）として、特別口座の管理に関する契約に基づき、本投資法人の投資口に関する 投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務、投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務等を行います。

異動の年月日

平成22年3月1日（本合併の効力発生日）

(2) 本投資法人の運用に関する基本方針の変更

変更の理由

本投資法人は、本合併に伴い、当面本投資法人がこれまで保有していなかった商業施設以外の物件（オフィス・住宅物件）を保有することとなります。そのため、本投資法人は、これらの物件に関する投資方針を定めるための規約変更を行い、かかる規約変更が本合併の効力発生日をもって効力を生じました。

これに伴い、本投資法人の運用に関する基本方針が変更されることとなったものです。

変更の内容についての概要

本投資法人の投資方針のうち投資態度に、商業施設以外の物件に関するものとして「本投資法人は、本投資法人が適切と認めて商業施設以外の物件を保有する場合には、これらの物件についても、安定的な収益の確保に努めるものとします。」を追加します。

変更の年月日

平成22年3月1日(本合併の効力発生日)